

別表（第2条関係）

1 構造上の基準（次項の事業を除く。）

- (1) 事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜している土地において事業を施行する場合にあっては、事業を施行する前の地盤と事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) たい積する土砂等の高さ（事業により生じたのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）及びのり面の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表のたい積する土砂等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に掲げるとおりであること。

土砂等の区分		たい積する土砂等の高さ		のり面の勾配
1 砂、れき、砂れき、れき質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	上記以外	上記以外	10メートル以下	たい積する土砂等の高さに対する当該のり面の上端と下端の水平距離が1.8倍（たい積された土砂等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5倍）以上の勾配
	上記以外	5メートル以下		たい積する土砂等の高さに対する上端と下端との水平距離が1.5倍以上の勾配
2 1以外		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

(4) 擁壁を用いる場合における当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

(5) たい積する土砂等の高さが5メートルを超える場合にあっては、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の段が設けられ、当該段及びのり面には、雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水施設が設置されていること。

と。

- (6) 事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置が講じられていること。
- (7) のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- (8) 事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散を防止するための措置が講じられていること。

2 一時的たい積事業に係る構造上の基準

- (1) たい積する土砂等の高さが5メートル以下であること。
- (2) たい積する土砂等ののり面の勾配は、たい積する土砂等の高さに対する当該のり面の上端と下端との水平距離が1.8倍以上の勾配であること。

3 周辺対策

- (1) 土砂等が乾燥し、飛散のおそれのある場合には、散水、シートで覆うなど必要な措置を講じること。
- (2) 周辺の道路、隣接地等へ土砂等が流出するおそれのある場合には、必要な措置を講じること。なお、隣接地が低く隣地境界に段差が生じる場合には、必要に応じて土留柵等を設置すること。
- (3) 事業区域からの浸出水等により、周辺の河川、井戸等の水質汚濁が生じるおそれのある場合には、必要な措置を講じること。
- (4) 土砂等の搬出入車両、使用機械等から生じる騒音、振動等により、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、必要な措置を講じること。
- (5) 道路、水路、隣接地等の境界杭の保全に万全を期すること。なお、境界杭が不明の場合は、関係者の立会いにより明確にすること。

4 作業時間

- (1) 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までをとすること。
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、原則として作業を行わないこと。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、緊急を要する作業が発生したとき又は関係機関から作業時間等について特に指示があったときは、事業区域の周辺の住民等へ周知を図り作業をすること。

5 道路保全及び交通安全対策

- (1) 道路の進入路を取付ける場合は、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 道路に事業区域の土砂等が流出した場合は、速やかに撤去、清掃するように作業従事者に周知徹底をすること。
- (3) 搬入路が通学路となっている場合は、登下校時間帯の通行を避ける等必要な措置を講じること。
- (4) 歩行者の危険防止や道路交通の円滑化及び安全確保のため、必要に応じて交通誘導員の配置、危険防止等を記載した標識、柵等その他必要な設備を設置すること。

6 その他の対策

- (1) 第三者の不法投棄防止のため、柵の設置等その他の必要な措置を講じること。
- (2) 災害時等に備え、土砂等の周囲に道路、水路、隣接地等の境界から原則として1メートル以上の安全帯を設けること。
- (3) 地上及び地下の工作物、水域、樹木、井戸等に損害を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行うなどの適切な防護の措置を講じること。

7 その他の措置

その他市長が必要と認める措置を講じること。